入札参加要領

令和7年11月28日付けで公告した土地の売払に係る一般競争入札については、本件公告に定めるもののほか、 この入札参加要領によるものとする。

1 本件公告の概要

(1) 売払物件

物件の名称	所在地	区分	地目等	面積	(m²)	構造	取得日
上余戸医師公舎用地	倉吉市上余戸字堂面475番16	土地	宅地	実測(公簿)	994. 07		
上余戸1号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79. 48	軽量鉄骨造ス	昭和49年
						レート・亜鉛	3月6日
						メッキ鉄板葺	
						2階建	
上余戸2号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79. 48	軽量鉄骨造ス	昭和53年
						レート・亜鉛	2月28日
						メッキ鉄板葺	
						2階建	
上余戸3号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79. 48	軽量鉄骨造ス	昭和53年
						レート・亜鉛	2月28日
						メッキ鉄板葺	
						2階建	
上余戸4号棟	倉吉市上余戸字堂面475番16	建物	居宅	実測	79. 48	軽量鉄骨造ス	昭和56年
						レート・亜鉛	2月28日
						メッキ鉄板葺	
						2階建	

詳細は、物件調書のとおりだが、上記の土地及び建物全4棟を一括で売却するものとし、分割での売却は行わない。

(2) 最低入札価格

14,023,000円

上記金額は、(1)の全ての建物の撤去費を含む価格である。

(3) 現地見学会

令和7年12月17日(水)午後1時から午後2時までの間に実施する。参加希望者は、同月12日(金)までに2の場所に電子メールで申し出をすること。なお、参加希望の申し出がない場合は実施しないこととする。 希望者多数の場合は日程調整の上、別途行う場合がある。

(4) 壳払方法

一般競争入札

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年1月30日(金)集合時間:午後2時20分 開札時間:午後2時30分

イ 場所 鳥取県庁 議会棟3階 第13会議室(鳥取市東町一丁目220番地)

(6) 入札参加資格

本件公告の2のとおり。

(7) 用途制限

この公告の物件は、次のアからウまでに掲げる用途(以下「禁止用途」という。)に供することを認めない。また、落札者が第三者に対し禁止用途として、貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様とする。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団 の事務所の用途
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条に規定する観察 処分の決定を受けた団体の事務所の用途
- 2 入札手続及び契約に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県病院局総務課

電 話 0857-26-7885

ファクシミリ 0857-26-8135

電子メール byouinsoumu@pref. tottori. lg. jp

3 提出書類等

(1) 事前提出物

本件入札に参加を希望する者は、次の事前提出物を2の場所に令和8年1月16日(金)午後5時までに持 参又は郵送により提出し、入札参加資格確認を受けること。

なお、提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

事前提出物		備 考				
ア	入札参加申込書	売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行				
	(様式第1号)	えないので、共有を希望する場合は、共有者全員の連名とすること。				
イ	誓約書(様式第2号)	共有の場合は共有者全員のものが必要。				
ウ	代表者選任届	共有の場合のみ必要。(共有の場合は、代表者(共有者を代表して入札の他、				
	(様式第5号)	購入に関する一切の行為をする者)を選任すること。)				

- ※ 書類作成に当たっては記名を行うことで押印は要さない。
- (2) (1) により入札参加資格確認を受けた者は、令和7年1月30日(金)午後2時20分に、入札書(様式第4号)、本件公告5(7)に掲げる入札保証金(小切手の場合は、銀行が振り出し、又は支払保証したものに限る。)を持参し、1の(5)のイの会場に集まること。
- (3) 入札参加者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。 また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

4 入札方法及び入札条件

- (1) 入札は、紙入札により行うこととし、入札書は所定の書式(様式第4号)により作成すること。
- (2) 入札書に記載する金額はアラビア数字とし、住所、氏名を記入すること。

- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4)入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。 ただし、入札金額は訂正できない。
- (5) 入札者は、その理由のいかんにかかわらずいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6)入札者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、本件公告及びこの入札参加要領を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告及び入札参加要領等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札結果については、原則公表するが、特段の事情により公表を希望しない場合は、入札後に申し出ること。

5 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (4)入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない者のした入札
- (5) 金額を訂正した入札書による入札
- (6) 入札書の記載事項が不明なもの又は記名のない入札書による入札
- (7) 1物件について、2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札時に委任状(様式第3号)を2の場所に提出していない入札
- (9) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (10) 記入事項を訂正し、これに押印のない入札書による入札
- (11) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札参加要領に違反した入札

6 入札に関する疑義照会

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第7号)によることとし、電子メールにより2の場所に令和7年12月19日(金)午後5時までに提出するものとする。

- (2) 疑義に対する回答
- (1) の質問に対する回答については、令和7年12月26日(金)までにインターネットのホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/)によりまとめて閲覧に供する。

7 契約等

(1) 契約の締結

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。 落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。 なお、契約保証金の納付の際に入札保証金を振り替えした後の契約金額の残金の一括納付をすることも可能である。 落札者は、公有財産売買契約書案により、契約を締結しなければならない。

契約締結は落札者名義で行う。なお共有の場合は、共有者全員の名義で行う。

落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金は鳥取県に帰属する。

(2) 売買代金

鳥取県の発行する納入通知書により、その指定する期日(納入通知書発行の日から20日以内)までに支払うこと。

(3) 登記

売買物件の所有権移転登記手続については、売買代金が完納された後、別途鳥取県が連絡する当該所有権 移転登記に必要な書類を落札者が鳥取県に提出し、鳥取県において速やかに当該所有権の移転登記を登記所 に委嘱するものとする。ただし、当該登記に要する落札者に係る書類の取得費用及び登録免許税は落札者の 負担とする。

(4) 所有権移転及び引渡し

売買物件の所有権は、売買代金を納付したときに落札者に移転する。

売買物件は、所有権が移転したときに、現況のままでの引き渡しとなる。

(5) 契約不適合

落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足等、契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りでない。

(6) 電子契約

発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書(様式第6号)を、2の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(7) その他

契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められる とき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(契約の相手方が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者 を、契約の相手方が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤 を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ)暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 その他

天災地変その他やむを得ない理由で、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執 行若しくは開札を延期又は中止することがある。

この要領に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、政令、財務規程、会計規則、本件公告 及び鳥取県の指示による。